



国立大学法人

岩手大学
IWATE UNIVERSITY

共に考え、協力して創る、より良い未来

岩手大学イーハトーヴ基金

IWATE UNIVERSITY
IHATOV FUND

より良い未来を 創造する原動力

岩手大学は、1949年5月に盛岡農林専門学校、盛岡工業専門学校、岩手師範学校、岩手青年師範学校が統合され発足しました。現在の人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部は、それぞれ特色ある歴史と文化を持っています。そんな本学は「岩手の“大地”と“ひと”と共に」を校是に掲げ、教育・研究・社会貢献活動を通して地域の発展に寄与してきました。

これからの岩手大学は、卒業生である宮沢賢治の想い「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」を受け継ぎ、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、多様なステークホルダーと協力し、共に考え、より良い未来の創造に貢献してまいります。

感染症のパンデミックや自然災害、AI技術の進化等により、世の中の変化を予測することが難しい時代を私たちは生きています。本学は、卓越した研究力と高水準かつきめ細やかな大学教育で、予測不能な時代を力強く生きるレジリエントな人材を輩出します。

2015年に創設された「岩手大学イーハトーヴ基金」は、これまで多くの皆様のご支援をいただきました。教育研究の充実支援はもとより、学生に対する修学支援など様々な事業に有効に活用させていただいております。皆様のご支援は、本学がより良い未来を創造するための原動力です。どうぞ格別なご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

岩手大学長 小川 智



基金の概要

岩手大学では教育研究の充実、そして、学生に対する修学支援の一層の推進を図るため、2015年12月に「岩手大学イーハトーヴ基金」を創設しました。本基金は、その用途をあらかじめ特定せず、幅広く本学の教育研究支援及び学生支援にご寄附いただく「一般基金」と、その用途をあらかじめ特定したうえで、ご寄附いただく「特定基金」で構成されています。

01 一般基金

本学の教育研究支援事業ならびに社会貢献事業全体に対してご寄附いただきます。具体的な用途は大学にお任せいただきます。

《一般基金によるこれまでの支援事業の例》

- 学生の海外派遣事業に対する支援
- 本学外国人留学生に対する支援
- 学生の課外活動に対する支援
- 災害ボランティア活動、復興関連事業等に対する支援

02 特定基金

修学支援、キャンパス整備、環境マネジメント、ダイバーシティ推進、各学部の実組等、あらかじめ用途を特定してご寄附いただきます。

《ご寄附を募集している特定事業》

- 修業支援事業 … 成績優秀学生、経済困窮学生等に奨学金を支給
- その他の特定基金については

イーハトーヴ基金HP内＜特定基金＞のページをご覧ください。

HP＜特定基金＞ <https://www.iwate-u.ac.jp/ihatovkikin/business-contents.html>

イーハトーヴ基金HP
特定基金について



※2021年4月より、特定基金（修学支援事業基金は除く）へのご寄附については、寄附金額の10%を一般基金に充当させていただきます。
一般基金への充当を希望されない場合は、寄附手続の際に通信欄または備考欄にその旨をご記載ください。ご了承くださいませようお願いします。

寄附の特典

岩手大学へご寄附いただいた皆様に感謝の意を込めて、以下の特典をご用意しております。

すべての寄附者の皆様

● 感謝状の贈呈

ご寄附いただいた皆様全員に、学長からの感謝状を贈呈させていただきます。

● ご芳名の掲載

イーハトーヴ基金HP及び広報誌にて、ご芳名を「岩手大学イーハトーヴ基金寄附者芳名録」として掲載させていただきます。



10万円以上のご寄附をいただいた皆様

10万円以上ご寄附いただいた皆様には、本学構内（本部棟または学生センターA棟）の顕彰銘板に、ご芳名を掲載させていただきます。ご寄附の金額に応じたプレートをご用意しています。

プレートの種類

- ゴールド … 50万円以上
- シルバー … 30万円以上
- ブロンズ … 10万円以上



※ご芳名の公開を希望されない方につきましては、掲載いたしません。ご芳名は「基金寄附申込書」「払込取扱票（振込通知書）」に記載されたお名前を掲載します。
ご寄附金額の公開を承諾いただいた皆様につきましては、HPに金額も掲載させていただきます。

寄附の申込方法

本学では、インターネットまたは書面にてご寄附を受け付けております。また、様々な方法でご寄附をお受けしておりますので、下記詳細をご覧ください。

クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-Easy決済

寄附支払いサイト<F-REGI>からご寄附を受け付けています。

●申込手順

1. イーハートヴ基金HPのトップページ上部の「寄附をする」ボタンへ進む
2. 「クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-Easy決済を利用して寄附する場合」欄の「F-REGIサイトから寄附をする」ボタンへ進む
3. F-REGIサイトが開いたらページの最下部にメールアドレスを登録する
4. 登録したメールアドレスに届いたインターネット納付用URLにアクセスし、必要情報を入力する

※お申し込みいただいてから領収書の送付まで1〜2か月程度の期間をいただきます。領収書の日付は、寄附申込完了日ではなく、本学に入金があった日付となりますのでご注意ください。

イーハートヴ基金
HPトップページ



●ご利用いただけるクレジットカード



●ご利用いただけるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート

郵便振替

本パンフレットにある払込取扱票に必要事項をご記入の上、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局窓口にて払い込み手続きをお願いします。払込取扱票がお手元にない場合には、岩手大学基金室までお問い合わせください。

※ゆうちょ銀行（郵便局）窓口およびATMにて現金でお支払いの場合は、取扱手数料（110円）がかかりますのでご注意ください。ゆうちょ銀行の通帳またはキャッシュカードでお手続きされる場合は取扱手数料はかかりません。

銀行振込

銀行振込（手数料有料）をご利用いただく場合は、申込フォームへ進み、必要事項入力の上、送信してください。メールにて振込先銀行口座情報をお知らせいたします。

銀行振込申込フォーム

<https://forms.gle/53AvE3DXxEQdck7WA>

銀行振込
申込フォーム



継続寄附

クレジットカード決済により定額の継続寄附が可能です。ご支援金額は、1,000円から任意の設定をしていただけます。寄附支払いサイト<F-REGI>（※上記クレジットカード決済の詳細をご覧ください）の寄附方法の選択から毎月、毎年等、頻度を設定してください。

※ご寄附いただいた金額は累計され、特典に反映されます。

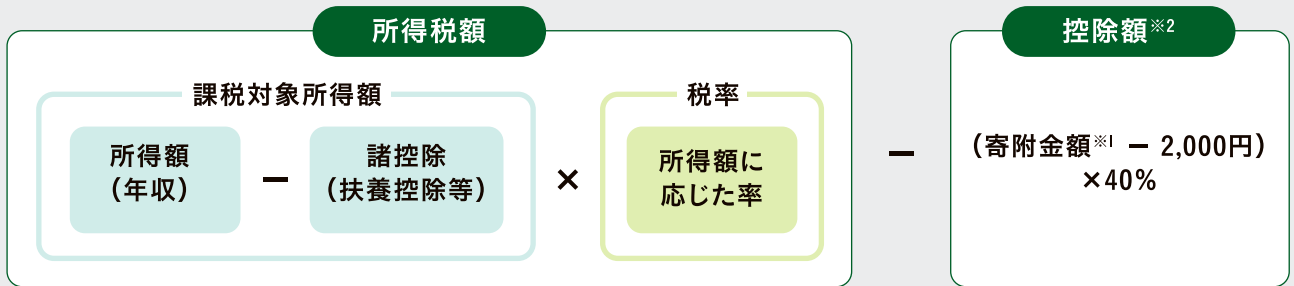
税制上の優遇措置

所得税の優遇措置

岩手大学への寄附金については、所得税、個人住民税、法人税の税制上の優遇措置が受けられます。「岩手大学修学支援事業基金」にご寄附いただきました寄附者様は、確定申告の際に「所得控除制度」または「税額控除制度」のいずれか一方を選択することができます。なお、「岩手大学修学支援事業基金」以外へご寄附いただきました寄附者様については、「所得控除制度」のみが適用されます。

01 税額控除

個人が寄附した金額の一定割合を、所得税額から直接控除することができる制度です。税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方にとって、所得控除と比較して減税効果が大きくなります。



※1 寄附金支出額が、当該年の総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、当該年の所得税額の25%を限度とします。

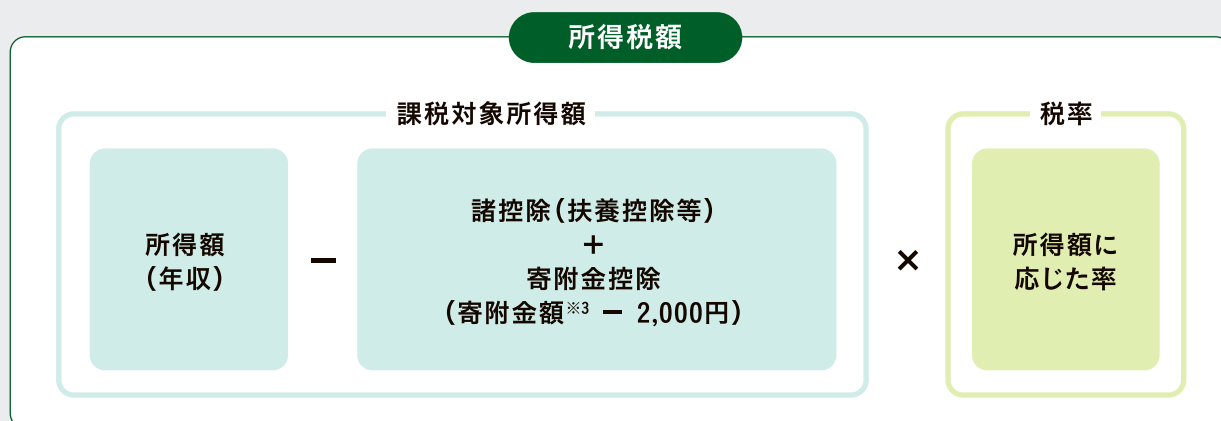
確定申告の際には、寄附金領収書と「税額控除に係る証明書(写)」の提出が必要となります。「税額控除に係る証明書(写)」は、寄附金領収書とともに送りいたします。

個人情報の利用について

個人情報保護法に基づき、寄附に伴い取得した個人情報は、岩手大学イーハトーヴ基金事業に関わる業務以外には、使用いたしません。

02 所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定します。所得金額に対して寄附金額が大きい場合には、税額控除の場合は控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合があります。



※3 寄附金支出額が、当該年の総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が所得控除対象寄附金となります。

確定申告の際には、寄附金領収書の提出が必要となります。「税額控除に係る証明書(写)」は必要ありません。

個人住民税の優遇措置

都道府県・市町村が条例により国立大学法人への寄附を税額控除の対象として指定している場合、2,000円を超える部分について税額控除されます。(適用の可否等、詳細についてはお住まいの自治体における住民税担当課へお問い合わせ願います。)

個人住民税の軽減額		
県民税	=	(寄附金額 ^{※4} －2,000円) × 4%
市民税	=	(寄附金額 ^{※4} －2,000円) × 6%

※4 寄附金支出額が、当該年の総所得額等の30%に相当する金額を超える場合には、30%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

法人税の優遇措置

企業等の法人の皆様からのご寄附の場合は、法人税法第37条第3項第2号により、全額が損金に算入できます。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

●文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm

●国税局 <https://www.nta.go.jp/>



発行／国立大学法人岩手大学 基金室

TEL 019-621-6091 FAX 019-621-6014 Email kikin@iwate-u.ac.jp
〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号

<イーハトーヴ基金HP> <https://www.iwate-u.ac.jp/ihatovkikin/index.html>

<イーハトーヴ基金X(旧Twitter)> @iwate_u_kikin



<HP>



<X(旧Twitter)>